

つた。ところが八〇年から八一年にかけて、今度はカナダの実業界から、政府の干渉が強すぎるという批判の声が上がり、外國投資家や外國政府もこれに同調した。

石油・ガス部門のカナダ人支配強化を

を目指した国家エネルギー計画（NEP）

が導入され、さらに国内外での景気後退の深刻化もあって、外資審査法に対する不満が高まつた。審査に時間がかかり過ぎる、審査基準が明確でないなど同法の運用にも改善すべき問題があつた。

そこで一九八二年六月、カナダ政府は

従来の外國投資政策をいくつかの点で改善した。審査を迅速化し、また法の下に何が要求されているかを一段と明確化し

た。まず、総資産五百万ドル未満で従業員二百人未満の直接投資は、すべて略式

式適用上限は二百万ドル未満で従業員百人未満。間接取得については、この上限を千五百万ドル未満、六百人未満に引き上げた。

政府は同時に、審査の遅滞を減らすこと、問題点を絞ること、投資家との連絡を密にすることを指示。法規の中で難解な部分は注釈書を発行、また審査条件の説明書を作成した。規則や申請書式も分かりやすくなった。

#### 九五%の認可率

こうした改善努力は、かなりの成功を収めたように思われる。一九八二年七月一日から八三年六月三〇日までの一年間に九百七十五件の申請と決定が下された。

前年比四四・六パーセントの増加である。認可率は八七・六パーセントから九五・一パーセントに高まつた。受理件数は二三パーセントも増加したにもかかわらず、未処理案件は三百七件から百六十一件（八三年六月末）に減少した。

外資政策をさらに改善するためラムリー通産大臣は、民間産業の代表から成る諮問委員会を設けて、助言を求めていた。外國投資に対する開放性というカナダの伝統は、たとえ修正されることがあつたとしても、それは外國投資が投資家と受け入れ国の双方にとって有益となるよう調整する必要のある場合にすぎない。カナダは外国人投資を今後とも歓迎し、原則的に自國資本と同じ機会、優遇措置、税制上の恩典を与えていた。

## 外国投資審査法 (FIRA)

外國投資審査法は、外國からの直接投資計画が、果たしてカナダに十分な利益をもたらすかどうかを判定した上で、その計画を認可しようというもので、一九七三年に成立した。

適用対象は二種類の投資だけである。ひとつは外国人がカナダ企業の支配権を取得する場合。もうひとつはカナダ国内で既存の企業を所有していく以外国人、またはすでに所有していてもそれがとは全く関連のない事業を行なうとする外国人が、新規事業を設立する場合。

該当する投資家は事業計画申請書を外國投資審査庁に提出し、政府の審査を得なければならない。外國投資審査庁はこれを受理・審査して、審査法の運用を担当する主務大臣に助言し、これを補佐する。主務大臣（現在は通産大臣）は、申請案件を審査・査定し、それを承認するか否かについて内閣に勧告する。それを受けて内閣が最終的に決定を下す。

外資審査法によれば、申請案件は次の五つの点から判定される。(1)雇用、資源加工などの国内経済活動に与える影響。(2)当該企業の資本面および経営

面でのカナダ人の参加の度合い。(3)生産性、産業能率、技術開発、技術革新などに及ぼす効果。(4)競争関係に及ぼす影響。(5)国および州の産業・経済政策との整合性。

以上の判定項目は審査対象投資のすべてに適用されるが、項目の相対的比重は投資業種、地域、(企業取得の場合)企業の支払い能力などケースごとに異なる。例えは、先端技術部門の案件では研究開発の成功可能性の項目がとくに重視され、石油・天然ガス産業ではカナダ人の資本参加が重要となる。

申請受理後、決定までに一か月程度かかる標準審査方式のほかに、小規模な計画に対しても略式審査の道が開かれている。この方式だと申請書式も簡略化される。

該当する投資家は事業計画申請書を外國投資審査庁に提出し、政府の審査を得なければならない。外國投資審査

接取得ではそれぞれ千五百万ドル未満、六百人未満)に引き上げたため、申請案件全体の約八五パーセントが、略式申請できるようになった。

審査庁は、審査の過程で当該案件に

連絡をとり合い、また標準審査の場合に連絡する州および連邦政府の各部門と連絡をとり、また標準審査の場合に連絡をとり、また標準審査の場合に連絡をとる。

作業を進める。最近では投資家との間で事前協議を行なって、審査の円滑化を図っている。